

日本小児循環器学会小児心臓血管外科医生涯育成プログラム規則

第1章 総則

(目的)

第1条 本プログラムは、先天性心疾患をもつ患者に対する安全で高度な外科治療を継続的に行うために、専門的な知識と技術を備えた小児心臓血管外科医の切れ目ない次世代育成を行うことで本邦の小児循環器領域の医療水準を維持、向上させ国民の福祉に貢献することを目的とする。

(レベル認定制度)

第2条 日本小児循環器学会（以下、本学会）は、第1条の目的に基づいて、小児心臓血管外科医を対象とした、到達努力目標とするレベル認定制度を制定する。本プログラム運用の詳細は「実施要項」に従う。

(学会の体制)

第3条 本学会は次世代育成委員会内に小児心臓血管外科医生涯育成プログラム小委員会（以下、本小委員会）を設け、本プログラムの運営にあたる。

第2章 修練医認定

(資格)

第4条 本プログラムの修練医参加資格は次のとおりとする。

- 1) 本学会の会員であり、年会費の滞納がないこと。
- 2) 本プログラム規則を遵守できること。
- 3) 本プログラムの参加施設に在籍していること。

(申請)

第5条 本プログラムに修練医として参加希望するときは「実施要項」に示す所定の書類を本小委員会に提出する。

第6条 修練医の本プログラムへの参加登録申請料は10,000円、登録維持費用を年額3,000円とする。

(認定)

第7条 修練医の認定とプログラム開始時のレベルは提出された書類をもとに本小委員会が決定する。

第3章 育成指導医認定

(資格)

第8条 本プログラムの育成指導医参加資格は次のとおりとする。

- 1) 本学会の会員であり、年会費の滞納がないこと。
- 2) 本プログラム規則を遵守できること。

(申請)

第9条 本プログラムに育成指導医として参加希望するときは「実施要項」に示す

所定の書類を本小委員会に提出する。

(認定)

第10条 育成指導医の認定とプログラム開始時の修練医指導レベルは提出された書類をもとに本小委員会が決定し、認定証を交付する。

第4章 施設認定

(資格)

第11条 本プログラムの参加施設の資格は次のとおりとする。

- 1) 先天性心疾患に対する外科治療を行っており、JCVSDの先天性部門に登録していること。
- 2) 一人以上の育成指導医が常勤していること。

(申請)

第12条 本プログラムに参加施設として参加希望するときは「実施要項」に示す所定の書類を本小委員会に提出する。

(認定)

第13条 本プログラム施設認定は提出された申請書類を審査し本小委員会が決定し、認定証を交付する。

第5章 修練医レベル認定

(申請)

第14条 修練医はレベル認定申請に際し、「実施要項」に示す必要書類とビデオを揃え本小委員会に提出する。

(認定方法)

第15条 本小委員会は申請書類とビデオを審査し当該レベルの必要条件を充たすものに認定を与え、認定証を交付する。

(認定審査料)

第16条 修練医のレベル認定の審査料は各回10,000円とする。既納の審査料はいかなる理由であっても返還はしない。

(認定の取り消し)

第17条 本学会は修練医が以下に挙げる事由に該当するときは本小委員会の審議および理事会の承認を得て認定を取り消すものとする。

- 1) 申請書類の中に重大な虚偽が含まれていたとき。
 - 2) この学会の会員でなくなったとき
 - 3) 正当な理由を付して修練医が認定の取り消しを申し出たとき
 - 4) 本学会の理事会が、認定レベルが相応しくないと判断したとき
2. 学会が修練医の認定レベルを取り消すときは、本小委員会は本人に対し事前に弁明する機会を与えるものとする。

第6章 委員会

(構成)

第18条 本小委員会は以下の人員で構成する。

- 1) 委員長1名、副委員長1名、および10名以下の委員をもって組織する。
- 2) 委員長は次世代育成委員会委員長が任命し、理事長の承認を得る。
- 3) 修練医のビデオ評価においては CHSS Japan からの協力者を依頼する。

(守秘義務)

第19条 本小委員会の委員および協力者は審議中に知りえた事項を外部に漏らしてはならない。

(任期)

第20条 委員長、副委員長、委員の任期は2年とし、重任を妨げない。

(解任)

第21条 委員の解任は、次世代育成委員会において3分の2以上の議決により理事会に挙げ、理事会の承認において行うことができる。

(補充)

第22条 任期中に欠員が出たとき、または増員や協力員の追加が必要な場合は次世代育成委員会の決議を経て行うことができる。また、補充により選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

第7章 公示

第23条 本プログラム施行において参加施設、育成指導医、修練医に関する必要な事項を、本学会機関誌およびホームページに公示するものとする。

第8章 改正

(規則の改正)

第24条 本規則の改正は、次世代育成委員会および理事会の議をへて、総会に報告する。

(実施要項の改正)

第25条 本プログラム実施要項の改正は次世代育成委員会および理事会の議をへて、総会に報告する。

第9章 附則 この規則は2023年11月5日から施行する。